

# 企業の農業参入トータルサポート事業 (参入企業ステップアップ支援事業)補助金交付要領

(趣旨)

第1条 企業の農業参入トータルサポート事業(参入企業ステップアップ支援事業)補助金(以下「本補助金」という。)の交付にあたっては、熊本県補助金等交付規則(昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。)及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項(以下「要項」という。)に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(事業内容)

第2条 本補助金は、農業に参入した企業が、更なる事業展開として実施する6次産業化や規模拡大を目指した生産体制の強化等に対し支援を行い、企業の農業への事業定着及び地域定着に資することを目指すために交付するものとする。

(補助の要件等)

第3条 補助の要件等は、次のとおりとする。

## 1 補助事業者の要件

熊本県内において農業(日本標準産業分類に定める農業のうち、耕種農業、畜産農業(畜産類似業を除く。)、農業サービス業(農作業を請け負うものに限る。))をいう。以下同じ。)に参入する企業であり、かつ、次のア～エの要件をすべて満たすもの。

ア 会社法(平成17年法律第86号)に定める会社であること。

イ 次のいずれかに該当すること。

a 農業参入前において、農業以外の業を営む法人(以下「異業種法人」という。)であること。

b 異業種法人が農業参入に当たり設立及び出資する法人であって、当該異業種法人がその法人の経営及び運営に実質的に深く関与をしていると認められるもの。

ウ 熊本県(各広域本部・地域振興局)を立会人として、農業を営む農地等が所在する市町村と地域調和等に関する協定を締結している、又は協定を締結することが確実に見込まれること。

エ 農業(企画・管理・販売等を含む。)又は加工等の当該農業に関連する事業に、年間60日以上従事する者(代表者、短期雇用者、日雇労働者等を除く。)を3人以上有する規模であること。

オ 熊本県内に事業所を有すること。

## 2 補助対象経費

企業の農業定着及び地域定着に資する次の事業を対象とする。ただし、人件費、租税公課、不動産の取得・賃借費、家畜・家禽類、汎用性が高い備品・機械器具の取得・改修、中古品の取得、インターネットショッピング・オークション、オンラインストアでの備品・機械器具の取得を除く。

ア 加工施設・機械(併設される加工品販売用施設も含む)

イ 集出荷貯蔵施設・機械

ウ 上記事業に係る付帯工事等

(※既存施設の有効利用の観点から、機械のみ導入でも事業対象とする。)

### 3 補助率

補助事業者が農地所有適格法人若しくは県南地域市町村の場合の補助率は1／2以内とし、それ以外の場合の補助率は、1／3以内とする。

なお、当該補助金は、国及び県補助金等との併用を不可とする。

※「県南地域市町村」は、八代市、人吉市、水俣市、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町の15市町村をいう。

### 4 事業実施の手続き

#### (1) 事業実施計画の承認申請

要項第3条の規定による承認申請は、不要とする。

#### (2) 補助金の交付申請及び変更交付申請

要項第6条第2項の事業計画書の様式は、要領第1号様式とする。また、要項第8条第2項の事業変更計画書の様式は、要領第1号様式を準用するものとする。

### 5 経費の支払い

補助対象経費の支払い方法については、次のとおりとする。

- a 銀行振込を原則とする。
- b 自社振出・他社振出に関わらず、小切手・手形による支払いは原則認めない。
- c 補助事業者から相手方へ資金の移動が確認できないため、相殺(売掛金と買掛金の相殺等)による決済を認めない。
- d 仮想通貨・クーポン・(クレジットカード会社等から付与された)特典ポイント・金券・商品券の利用等は認めない。

### 6 実績報告

要項第13条第2項の事業実績書は、要領第2号様式とする。

#### (財産処分制限)

第4条 本補助金により取得し、又はその効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないで、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。

#### (雑則)

第5条 この要領に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要領は、令和6年(2024年)7月18日から施行する。

この要領は、令和7年(2025年)4月18日から施行する。